

緊急通報装置等利用承諾書

王寺町長 殿

緊急通報装置及び生活見守りセンサーを利用するにあたり、下記事項を承諾します。

1. 緊急通報装置から緊急ボタンにて通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関等が居宅内へ立ち入ること。ただし、生活見守りセンサーを設置している場合は、合鍵で居室内へ立ち入ること。
2. 緊急時に協力員、関係機関等が居宅内に立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により居宅等の一部に受けた損害については、私が全額負担し、その損害の責任は町及び委託事業者へ一切請求しないこと。
3. 緊急通報装置及び生活見守りセンサーは利用者に貸与するものであり、自己の過失により機器を破損又は滅失したときは、自己の責任において修理又は復元すること。
4. 緊急通報装置等貸与事業の利用決定後、本事業の委託事業者や西和消防署等の関係機関に、各様式に記載のある情報を提供すること。
5. 緊急通報装置等貸与事業で貸与される緊急通報装置について、NTT アナログ電話回線での利用が前提となっており、NTT アナログ電話回線以外の回線を利用した場合、停電時等の不通報や音声不良等、緊急通報の不具合により通常のサービスが提供されないことがあること。また、電話回線に起因するいかなる苦情または損害賠償について、町及び委託事業者に対し一切申し立てないこと。

承諾日：令和 年 月 日

利用者氏名： _____

（代筆者氏名： _____）